

千葉県登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録要綱

1 目的

この要綱は、登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録において、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）、社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号。以下「政令」という。）及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 登録の申請

法第48条の3又は法附則第27条の事業者の登録を受けようとする者は、事業開始予定日の1月前までに、「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書」（別記様式1）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

ア 「介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿」（別紙1-1）

イ 「社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書」（別紙1-2）

ウ 「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類」（別紙1-3）

3 登録

- (1) 知事は、本要綱2により事業者の登録を受けようとする者から申請があったときは、法及び省令に基づきその内容を審査するものとする。
- (2) 知事は、(1)の審査を行うため、必要に応じて申請内容等について、関係者に対し照会を行い、報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。
- (3) 法第48条の5第2項による登録は、「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録簿」（別記様式2）に記載して行うものとする。
- (4) 知事は、事業者を登録したときは、申請者に対し、「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録通知書」（別記様式3）により、通知するものとする。

4 変更等の申請、届出

- (1) 事業者は、実施する喀痰吸引等（特定行為）の追加をしようとする場合には、変更の20日前までに「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録更新申請書」（別記様式4）を知事に提出するものとする。

(2) 事業者は、登録を受けた内容等を変更しようとする場合には、変更の20日前までに「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書」（別記様式5）により知事に届け出るものとする。

(3) 知事は、(1)による申請及び(2)による届出の内容が適当でないと認めるときは、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。

5 登録辞退の届出

事業者は、登録を辞退する場合は、辞退する1月前までに、「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録辞退届出書」（別記様式6）により知事に届け出るものとする。

6 実施内容の調査等

(1) 知事は、必要に応じて事業者の実施内容について、関係者に対し照会を行い、報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。

(2) 知事は、事業者の実施内容が適当でないと認めるときは、事業者に対し必要な指示をすることができる。

7 登録の取消し

(1) 登録の取消し及び喀痰吸引等業務の停止については、法第48条の7の規定により行うものとする。

(2) 知事は、(1)により、登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等業務の停止を命ずるときは、事業者に対して聴聞等の手続を執るものとする。

8 公示

法第48条の8の規定による公示は、千葉県ホームページに掲載して行うものとする。

9 その他

この要綱に定めのない事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は平成24年3月5日から施行する。

2 この要綱は令和4年7月19日から施行し、令和4年4月1日から適用する。